

1年単位の变形労働時間制度

今月は、前月の1ヶ月単位の变形労働時間制度に続き1年単位の变形労働時間制度以下、1年变形制という。について、概説します。1ヶ月から1年というスパンの中で労働時間を分配したい場合、例えば、水産加工業では、夏場が比較的暇で、冬場が忙しいといった季節的変動が多い業種において、この1年变形制は採用されています。

●1年単位の变形労働時間制度とは

1年变形制とは、労使協定を締結することにより、1ヶ月を超える1年以内の一定の期間を平均し、1週間の労働時間が40時間以下の範囲内において、1日8時間又は1週間40時間の法定労働時間を超えて労働させることができる制度です。

●1年变形制における労働時間の総枠

1ヶ月变形制の場合には、対象月の暦日数で労働時間の総枠が決まりますが、この1年变形制の場合も、対象となる期間で、それぞれ総枠が決まっています。

变形期間	労働時間の総枠
3ヶ月(91日)	520時間
3ヶ月(92日)	525.7時間
6ヶ月(182日)	1040時間
1年(365日)	2085.7時間
1年(366日)	2091.4時間

【法定総労働時間の総枠の算出式】

$$40時間 \times 対象期間の暦日数 / 7日$$

基本的に、それぞれの变形期間に対応する労働時間の総枠の範囲内で、所定労働時間を編成すれば、平均して週40時間をクリアすることになります。

●1年变形制の制約

1ヶ月变形制に比べて、1年变形制は運用上の制約が設けられています。主なものを挙げてみましょう。
①連続して労働させることが出来る日数は、通常の期間は6日となります。ただし、繁忙期など特定期間においては、最大12日まで可能です。
②所定労働時間として定めることが出来る労働時間の限度は、1日10時間、1週52時間となります。
③対象期間が3ヶ月を超える場合

*対象期間が1年の場合においては、労働日数は280日が限度となります。

*労働時間が48時間を超える週は、連続3回までとなります。

これら4つの制約は、どちらかというと、うまく使いこなすことで、1年变形制のメリットが最大限に享受できると、経験則上思います。多くの場合、年間休日くらいしか意識していないと思います。

【所定労働時間と年間休日との関係】

所定労働時間	年間休日
7時間00分	85日
7時間30分	87日
7時間45分	96日
8時間00分	105日

7時間の所定労働時間では、7時間30分のケースと比べて休日数が、2日しか変わらないのが分かります。これは、労働日数280日の制約によるからです。365日・280日
|| 85日で導かれます。

●1年变形制の効果的活用

1年变形制を単に休日の数合わせだけに利用していたのでは、与えられたメリットを十分に使いこなしているとは言えないでしょう。柔軟な所定労働時間の運用は、労使ともにメリットがあります。業務が比較的暇なときは、十分休み、忙しいときは、少し頑張るといったメリハリのある勤務が1年を通して組み立てられるのであれば、休日の配置の工夫にプラスして、所定労働時間の伸縮も一考されたら如何でしょうか。

「工夫のポイント」

①季節的変動
春夏秋冬、四半期等、1年を通して、業務の多寡に周期性はないか。
②1週間
日・土の曜日において、業務の多寡に周期性はないか。

ただし、月末・月初が忙しいとか、五十日(ごとおび)が忙しい場合は、1ヶ月变形制の方が相性がいいでしょう。

●長い間ありがとうございます

さて、今月号が最後の執筆となりました。今月号が私としては165号となります。年数でいけば、ちょうどまる15年で、私のキャリアに近い数字でもあります。この間の労務を巡る環境の移ろいを感じる次第です。最後に、何も経験のない私に声を掛けて頂いた会議所に感謝するとともに、会議所だよりの原稿チェックをして頂いた歴代の職員の方皆さん、並びに、読者である会員の皆さんに感謝申し上げます。長い間、ありがとうございました。

赤井労務マネジメント事務所
社会保険労務士 赤井孝文
URL <http://www.6064.jp>